

危険化学品ばら積船のオペレーションマニュアルに関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編及び S 編
鋼船規則検査要領 S 編
(外国籍船舶用)

改正理由

危険化学薬品のばら積運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則（IBC コード）においては、16 章に作業に関する要件が規定されており、本会規則においては、貨物の取扱いに関するオペレーションマニュアルの承認及び船上保管を要求している。

一方、IBC コードにおいては、オペレーションマニュアルの承認及び船上保管は要求されておらず、また、貨物の取り扱いが適切に行われていることについては、船舶の安全航行及び汚染防止のための国際管理コード（ISM コード）に基づき、ISM 審査において確認している。

今般、IBC コードとの整合性を保つべく、関連規定を改める。

改正内容

外国籍船舶用規則において、オペレーションマニュアルの承認及び船上保管を要求する規定を削除する。

「鋼船規則」（外国籍船舶用）の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.2 提出図面その他の書類*

-7.を次のように改める。

-7. 液化ガスばら積船にあつては N 編 18.2.1 に、~~危険化学品ばら積船にあつては S 編 16.1.1 に~~規定するオペレーションマニュアルを本会に提出して承認を得なければならない。

2.1.6 船上に保持すべき図面等*

-1.を次のように改める。

-1. 製造中登録検査の完了に際しては、次に掲げる図面等のうち該当するものについて、完成図が船舶に備えられていることを確認する。

(1) 次に掲げる手引書等については、本会が承認したもの（又はその写し）

(a)から(f)は省略)

~~(g) 危険化学品ばら積船に関するオペレーションマニュアル (S 編 16.1)~~

(h)から(v)は省略)

((2)及び(3)は省略)

2.2 製造後の登録検査

2.2.1 一般*

-4.を次のように改める。

-4. 液化ガスばら積船では N 編 18.2.1 に、~~危険化学品ばら積船では S 編 16.1.1 に規定するオペレーションマニュアルを~~本会に提出して承認を得なければならない。

S 編 危険化学品ばら積船

6 章 構造材料

6.1 一般

6.1.3 を次のように改める。

6.1.3 使用材料に関する情報（IBC コード 6.2 関連）*

船舶の管理者又は船長が利用できるよう、~~16.1.1 に規定するオペレーションマニュアル~~
~~には、~~船舶の構造材料に関する適切な情報が記載提供されていなければならない。

8 章 貨物タンクの通気装置及びガスフリー装置

8.1 貨物タンクの通気（IBC コード 8.2）

8.1.6 を次のように改める。

8.1.6 船長に対する情報（IBC コード 8.2.6）

船長が利用できるよう、~~16.1.1 に規定するオペレーションマニュアルには、~~通気装置の設計に適合した各タンク又はタンク群の最大許容荷役速度に関する情報が記載提供されていなければならない。

16 章 作業に関する規定

16.1 を削る。

~~16.1 オペレーションマニュアル~~

~~16.1.1 オペレーションマニュアル~~

~~船舶には、本会の承認を受けたオペレーションマニュアルを備えなければならない。オペレーションマニュアルには、16.2 の事項を記載しなければならない。~~

「鋼船規則検査要領」（外国籍船舶用）の一部を次のように改正する。

S 編 危険化学品ばら積船

S5 貨物の移送

S5.6 貨物移送制御装置

S5.6.1 一般

-5.を次のように改める。

-5. 前-4.に加えて、貨物蒸気の陸上還流用ホースの接合部にも止め弁が要求される。なお、この止め弁を可搬式とし、必要に応じて取付ける場合、当該船舶について陸上還流が要求される貨物を同時積載する予定の最大タンク数以上の止め弁を船上に備えること。また、船長が利用できるよう、この止め弁の数による積載タンク数の制限については、危険化学品ばら積船のオペレーションマニュアルに反映することに関する情報が提供されなければならない。

S8 貨物タンクの通気装置及びガスフリー装置

S8.2 タンク通気装置の形式

S8.2.2 制御式通気装置

-2.を次のように改める。

-2. 規則 S 編 8.2.2 でいう通気装置用圧力／真空弁のバイパスが許容される「特定の操作状態」とは、その排気口が規則 S 編 8.2.4 及び 8.2.6 に適合する場合で、規則 S 編 15 章で蒸気還流装置が要求されない貨物の荷役時をいう。なお、高速排気弁のバイパスは認められない。また、規則 S 編 15 章で蒸気還流装置が要求される貨物の荷役時には、圧力／真空弁をバイパスさせてはならない。

S16 作業に関する規定

S16.2 作業要件

S16.2.3 を削る。

~~S16.2.3 貨物情報~~

~~規則 S 編 16.2.3 3.(5)に関連し規則 S 編 15 章での規定に基づき蒸気還流装置が要求される貨物の荷役時には、圧力/真空弁をバイパスできない旨オペレーションマニュアルに記載すること。(S8.2.2.2.関連)~~